

行政法基礎 (2019 年)

【設問 1】の事件。よ。A 県は、A 県民の A が、A 県民の B を、A 県民の C の土地に、(S)

講学上の「職権取消し」とは、行政庁が瑕疵ある処分を自発的に取り消すものである。そして、「撤回」とは、一度成立した行政行為がその後の事情の変化によりその効力を維持することが妥当でないと考えられる場合に、行政庁がその行政行為の効力を失わせる行為である。(E)

これを本件取消処分についてみると、A 県知事は X に本件営業許可を与えており、X はそれに基づいて本件レストランを経営していたが、本件レストランで発生した食中毒による本件停止処分および本件事故という事情の変化により、本件営業許可の効力を失わせるべく取消し処分を行っている。したがって、本件取消処分は「撤回」にあたる。(S)

【設問 2】

- (1) 本件取消処分は、行政庁が法令に基づいて特定の者に対して直接に義務を課しまたは権利を制限する処分であるといえるため、不利益処分（行政手続法 2 条 4 号）にあたる。不利益処分については、処分基準を定め、かつこれを公にすることはあくまで努力義務とされているため（行政手続法 12 条）、A 県が処分基準を公にしていなかったことは本件取消処分の違法事由となりえない。 (S)
- (2) 本問の事情に鑑みると、死亡者が発生していない本件取消処分は平等原則違反（憲法 14 条）違反であり、本件取消処分の違法事由となりうるとも考えられる。しかし、X は本件停止処分を受けたのも関わらず、再度十分に加熱されていない肉を提供することで本件事故を起こしており、悪質性が認められる。また、本件事故では死亡者は発生していないものの重傷者が出ており、被害の程度も深刻である。このような事情を踏まえると、本件取消処分は平等原則違反（憲法 14 条）には違反せず、違法事由とならないと考える。 (S)
- (3) 行政指導に従わなかったことを理由に不利益な取り扱いを行うことは禁止されている（行政手続法 32 条 2 項）。本問では、指導に従わなかったことの悪質性を、本件取消処分を行う理由のひとつとしているため、行政指導に従わなかったことを理由に不利益な取扱いを行っているといえる。したがって、本事由は本件取消処分の違法事由となりうる。X は、行政指導に従わなかったことを理由に不利益な取扱いを受けており、行政手続法 32 条 2 項違反である旨を主張すべきである。 (S)

考え方は OK. 「指導」が X の行為に行政指導にあたらない。という見解もあり得る。

受け止めてくれるか?
漢字で

- でしよか？
 店をとしてはいない、という
 ギムも電通から
 規定されている飲食
 飲食店を営業する
 考へてみよ

付海大

「 π 」は「 π 」の「 π 」と「 π 」の理由とでええ今やるよりです。

「 α 」は「 β 」の「 γ 」, とひとに伝えていると見なせる。よって「 α 」

バアはち出禁おとこそ行さへ遊り類が益得不ニ由照さるこたへせなは禁の事許両行 (3)

はつち受すの婚嫁が益障不_レ由致せとて_レやがは獨_ニ事許_ニ意_ニ計_ニ、おX。るよりなら
るまへん十師士を説るまへ可_レ事理と論_ニて未_レ婚主知_ニは。り